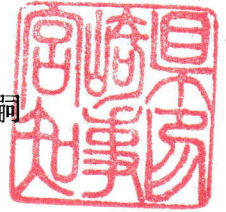


246 - 1726
平成30年8月27日

公益財団法人宮崎県移植推進財団
理事長 濱田 政雄 様

宮崎県知事 河野 俊嗣



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成30年8月27日から平成35年8月26日まで

(文書取扱 健康増進課)